第３の７の項アラカイトグリーンシュウ酸塩の目の次に次のように加える。

無水エタノール　C_2H_5OH　［日本薬局方各条］

第３の７の項ＵＴＥＶＡ樹脂カラムの目の次に次のように加える。

ヨウ化カリウム　ＫＩ　［K8913、よう化カリウム、特級］

ヨウ化白金(Ⅳ)酸カリウム試験液　ヘキサクロロ白金(Ⅳ)酸六水和物0.2ｇに水２mL、ヨウ化カリウム溶液（１→25）25mL及び水を加えて正確に50mLとする。

第４中45の項を46の項とし、２の項から44の項までを１項ずつ繰り下げ、１の項の次に次のように加える。

２　フロルベタピル（^{18}F）注射液

本品は、水性の注射剤で、フッ素18をフロルベタピルの形で含む。本品は、定量するとき、検定日時において、フッ素18の表示された放射能の90～110％を含む。

製法

本品は、フッ素18を、(*E*)－２－（２－（２－（５－（４－（*tert*－ブトキシカルボニル（メチル）アミノ）スチリル）ピリジン－２－イルオキシ）エトキシ）エトキシ）エチル４－メチルベンゼンスルホネートの４－メチルベンゼンスルホニル基と置換させ、加水分解し精製した後、注射剤の製法により製する。アクチニウム（^{227}Ac）の壊変によって得られるラジウム（^{223}Ra）を抽出、精製して塩化ラジウム（^{223}Ra）原液とした後、注射剤の製法により製する。

性状

本品は、無色澄明の液である。

確認試験

⑴　「フルデオキシグルコース（^{18}F）注射液」の確認試験⑴を準用する。

⑵　純度試験⑴により確認する。

pH

5.5～8.0

純度試験

⑴　放射化学的異物　本品を試料溶液とする。試料溶液及び標準溶液20μLずつを正確に採り、次の条件で液体クロマトグラフィーにより試験を行う。シンチレーション検出器を用いて試料溶液の各々のピーク面積を自動積分法により測定し、面積百分率法によりそれらの量を求めるとき、フロルベタピル（^{18}F）以外のピークの面積はそれぞれ５％以下であり、フロルベタピル（^{18}F）以外のピークの総面積は10％以下である。

なお、試料溶液の放射能の主ピークの位置が、標準溶液を同様に測定したときの紫外吸光光度計の主ピークの位置と一致することを確認する。

標準溶液の調製　アスコルビン酸ナトリウム0.45ｇに生理食塩液90mLを加えて溶かし、さらに無水エタノール10mLを加えてかき混ぜ、溶解液とする。別にフロルベタピルの無水エタノール溶液（１→1000）0.1mLを正確に量り、溶解液を加えて正確に10mLとする。この液２mLに溶解液を加えて正確に10mLとし、標準溶液とする。

試験条件

検出器：シンチレーション検出器、紫外吸光光度計（測定波長：320nm）

カラム：内径4.6㎜、長さ150㎜のステンレス管に５μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。

カラム温度：25℃付近の一定温度

移動相：フッ化カリウム1.00ｇを水250mLに溶かした液に、メタノール750mL及び酢酸（100）1.0mLを加える。

流量：毎分１mL

面積測定範囲：溶媒のピークの後から注入後20分まで

システム適合性

システムの性能：標準溶液20μLにつき、上記の条件で操作するとき、フロルベタピル（^{19}F）のピークの理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ4000段以上、1.5以下である。

システムの再現性：標準溶液20μLにつき、上記の条件で試験を３回繰り返すとき、フロルベタピル（^{19}F）のピーク面積及び保持時間の相対標準偏差はそれぞれ２％以下、３％以下である。

⑵　クリプトフィックス222　本品適量をあらかじめヨウ化白金(Ⅳ)酸カリウム試験液適量をスポットして乾燥させた薄層板にスポットする。薄層板を２分間放置した後、スポットの呈色を比較するとき、本品のスポットは同時に試験する比較液のスポットよりも濃くない。(50μg／mL以下)

比較液の調製　アスコルビン酸ナトリウム0.45ｇに生理食塩液90mLを加えて溶かし、さらに無水エタノール10mLを加えてかき混ぜ、溶解液とする。別に、クリプトフィックス222　50㎎に無水エタノールを加えて正確に10mLとする。この液0.1mLを正確に量り、溶解液を加えて正確に10mLとし、比較液とする。

⑶　異核種　「フルデオキシグルコース（^{18}F）注射液」の純度試験⑵を準用する。

定量法

「フルデオキシグルコース（^{18}F）注射液」の定量法を準用する。

○農林水産省告示第二千五百三十一号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第二号ハの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を次のように定め、平成二十九年一月十八日から施行する。

平成二十八年十二月十九日　農林水産大臣　山本　有二

肥料取締法施行規則第一条第二号ハの農林水産大臣が指定する材料は、シンアンシアミドとする。

○農林水産省告示第二千五百三十二号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料を次のように定め、平成二十九年一月十八日から施行する。

平成二十八年十二月十九日　農林水産大臣　山本　有二

肥料取締法施行規則第一条第二号の農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料は、目開きが二ミリメートルの網ふるい上に全重量の九十五パーセント以上残留する炭酸カルシウム肥料とする。

○農林水産省告示第二千五百三十三号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第七条の六の規定に基づき、平成十三年五月十日農林水産省告示第六百四十三号（肥料取締法施行規則第七条の六第五号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月十八日から施行する。

平成二十八年十二月十九日　農林水産大臣　山本　有二

第十項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項を第十八項とする。

第九項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項を第十七項とする。

第八項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項を第十六項とする。

第七項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項を第十五項とする。

第六項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項を第十四項とする。

第五項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項を第十三項とする。

第四項中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項第一号中「石灰質肥料」の下に「（けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）」を加え、同項第三号中「前項各号」を「第九項各号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げる配合肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ぶん肥料、グアノ（りん酸のく溶率五十パーセント以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上の燃焼灰を配合したもの